

神戸ポートビレジ ペットクラブ会則

第1条（目的）

この会則は、ペット迷惑防止規則(以下、規則)第3条に基づき設置された神戸ポートビレジペットクラブ(以下、ペットクラブ)において、ペット(犬・猫)を飼育する者の飼育マナーの向上と親睦を図り、居住者間でのペット飼育に起因するトラブルを未然に防ぎ、万一トラブルが発生した場合は誠意をもってその解決を図り、住み良い住環境の維持、改善に寄与することを目的とする。

- 2 前項の目的を遂行するため、神戸ポートビレジ管理組合(以下、管理組合)と連携し活動するものとする。

第2条（会員）

ペットクラブ会員(以下、会員)は、規則第4条に定める飼育(犬・猫)の許可を得た者で、ペットクラブへの入会届を提出したものとする。

第3条（規則等の遵守）

会員は、規則及び本会則の定めることを遵守せねばならない。

第4条（役員）

ペットクラブに次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 2名
 - 三 役員 若干名（会長、副会長を含む）
- 2 役員は会員の中から、ペットクラブ総会(以下、総会)で選任される。
 - 3 役員の選任は、会員の立候補による。立候補の無い場合は、会員の抽選による。
 - 4 会長、副会長は役員の互選による。

ただし、副会長の内1名は、管理組合理事会が指名する管理組合理事にて充当する。

第5条（役員の任期）

役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第6条（役員の誠実義務）

役員は誠実にその職務を遂行しなければならない。

第7条（ペットクラブの任務）

ペットクラブは以下の任務を行う。

- 一 ペット飼育の届出(規則第4条)及び終了(規則第6条)を管理組合理事長(以下、理事長)に取次ぐこと
- 二 ペットクラブ未加入飼主の加入促進のための活動
- 三 飼育を明示する玄関への表示(規則第5条)の交付
- 四 会員証の交付
- 五 会員の飼い犬の狂犬病予防注射の確認(毎年)
- 六 ペットの飼育方法およびマナー向上に関すること全般の取組み
- 七 居住者からペットに関わる苦情が出た場合(規則第7条等)、直ちに当事者と連絡をとり苦情の解決にあたること
- 八 規則第8条により理事長から飼育を禁止された者を除名すること
- 九 その他、規則及び本会則の目的に照らして必要な事項の実施

第8条（会長）

会長はペットクラブを代表し、その業務を総括する。

第9条（副会長）

副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時もしくは会長に事故ある時は、その職務を代理し、会長が欠けた時は、次の会長が選任されるまでの間、その職務を行う。

- 2 役員の互選による副会長は、会計業務も担当する。

第10条（役員）

役員は役員会を構成し、役員会の定めるところに従い、ペットクラブの業務を行う。

第11条（総会）

ペットクラブの総会は、全会員で構成し、会長が招集する。

- 2 通常総会は、毎年1回6月に開催する。
- 3 総会の運営は、管理規約第4節管理組合総会の定めに準じて行う。

第12条（役員会）

役員会は会長、副会長、及び役員をもって構成し、総会からの付託事項および第7条に規定する任務を遂行するほか、ペットクラブの運営について決定、処理する。総会へ提案する議案は、役員会の決議を経なければならない。

- 2 役員会の議長は会長が務める。
- 3 会長は役員に対し、役員会の承認を得て各々の職務を分担させることができる。
- 4 その他役員会の運営は、管理規約第5節管理組合理事会の定めに準じて行う。

第13条（会費）

会員は、ペットクラブの運営・諸活動に要する経費に充てるため、下記に定める会費をペットクラブに納入しなければならない。

- 一 入会金 1,000円（入会時）
 - 二 年会費 必要によりペットクラブ総会で定める
- 2 一度納入された会費は、理由の如何にかかわらず返却しないものとする。

第14条（会計年度）

ペットクラブの会計年度は、毎年6月1日から翌年5月31日とする。

第15条（予算及び決算）

ペットクラブの予算及び決算ならびに剰余金処分は、総会の承認を必要とする。

- 2 会計年度の途中で予算を修正しなければならなくなった時は、会長は役員会の決議を経て臨時総会を招集し、その承認を得なければならない。

第16条（管理組合理事会への報告および承認）

会長は、総会で承認された予算および決算ならびに剰余金処分について、管理組合理事会に報告し、その承認を得なければならない。

第17条（退会）

ペットの手放しや死亡等により、ペットクラブを退会するものは、ペットクラブ会長に、その旨を届出るものとする。会員から退会の届出があった場合、会長は、速やかに管理組合理事長に報告する。

第18条（本会則の制定、改訂、廃止）

本会則は、平成26年5月25日管理組合総会にて承認され、発効する。

- 2 本会則の改訂は、管理組合理事会の決議により、実施する。
- 3 本会則は、平成27年7月18日の管理組合第3回理事会にて、一部改訂(第17条(退会)追加、理事→役員等字句修正他)が承認された。

以上